



日専連臼杵会商品券払い戻しのお知らせ



日専連臼杵会商品券の利用(交換)を廃止しますので、
下記の通り払い戻しを実施いたします。
(資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払い戻しです。)



払い戻しの方法など

■ 1. 払い戻しのお申し出期間 ■

2020年9月1日～2020年11月30日

月～金(祝日を除く)の午前10時から午後3時(15時)まで

[注] 上記期間内にお申し出がない場合は、本払い戻し手続きより除斥されます。

■ 2. 払い戻しを行う者およびお問い合わせ先 ■

協同組合日専連臼杵会 ※時間は上記1の払い戻しのお申し出期間に同じ。

電話：0972-63-1323

住所：臼杵市大字臼杵字祇園洲2-15(稲葉家下屋敷前・臼杵図書館前)

■ 3. 払い戻しのお申し出方法および払い戻しの方法 ■

日専連臼杵会事務所(上記の住所)へ、「未使用の日専連臼杵会商品券」をご持参ください。ご持参いただいた商品券と引き換えに現金で払い戻しします。

■ 4. 払い戻しの対象となる商品券(前払式支払手段)の種類 ■

日専連臼杵会商品券(500円券)発行日から5年を経過していないもの。
(未使用のものに限ります。)

[注] 発行日から5年を経過しているものは払い戻しの対象になりません。



日専連臼杵会商品券への永年のご愛顧をありがとうございました。